

令和7年5月9日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、J F E エンジニアリング株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課 課長 一力（いちりき）（内線：6141）

建設産業第一課 課長補佐 能登谷（のとや）（内線：6696）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
JFEエンジニアリング株式会社	国土交通大臣許可 (特-2)第004701号	福田 一美	神奈川県 横浜市

2. 処分内容

1 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

全国における水道施設工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

(注1)「水道施設工事業に関する営業」とは、注文者から水道施設工事を請け負う営業をいう。

(注2)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 期間

令和7年5月24日から令和7年7月22日までの60日間

3. 処分理由

JFEエンジニアリング株式会社の元社員3名は、沖縄県竹富町の元町長等と共謀の上、沖縄県竹富町が平成29年5月26日に入札を執行した「竹富町東部第1区海底送水管更新工事（新城島～黒島）」及び令和2年5月28日に入札を執行した「竹富海底送水管更新工事」の入札に関し、偽計を用いて入札等の公正を害すべき行為を行ったとして、令和4年8月19日及び令和5年10月25日（令和6年11月28日控訴棄却）に那覇地方裁判所から官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害罪により懲役10カ月（執行猶予3年）及び懲役1年6ヶ月（執行猶予4年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。